

行政減量・効率化有識者会議御説明資料

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)

平成20年10月20日
経済産業省 中小企業庁

中小企業基盤整備機構の沿革及び主な事業

中小企業総合事業団

- ① 専門人材による経営支援
- ② ファンド出資事業
- ③ 高度化事業
- ④ 中小企業大学校による研修
- ⑤ 小規模企業共済
- ⑥ 中小企業倒産防止共済
- ⑦ 繊維構造改善事業

地域振興整備公団

- ① インキュベーション等施設事業
- ② 工業団地等の整備
- ③ 産炭地域の振興

産業基盤整備基金

- ① 出資・債務保証
(創業ベンチャー企業等)



三法人統合



平成16年7月



(独) 中小企業基盤整備機構

統合のポイント

- ① 三法人が有する経営資源をフルに活用し、総合的な中小企業等支援を実施
- ② 利用者との接点となる支部等の支援体制を強化
- ③ 重複する組織、機能を一体化し、業務運営を効率化

1. 創業・新事業展開の促進

- ① ハンズオン支援
- ② ファンド出資事業
- ③ 事業化助成
- ④ インキュベーション事業

2. 経営基盤の強化

- ① 相談・助言・情報提供
- ② 人材支援(中小企業大学校)
- ③ 高度化事業

3. 経営環境変化への対応

- ① 再生支援(再生ファンド出資等)
- ② 小規模企業共済
- ③ 中小企業倒産防止共済

4. その他業務(期限付き業務)

- ① 産業用地事業
- ② 繊維構造改善事業

各支援ツールを組み合わせた総合支援を実施

中小企業基盤整備機構における8勘定の業務概要について

<p>一般勘定</p>	<p>中小企業・ベンチャー総合支援センター事業を全国9カ所で展開、新規創業・ベンチャーへの資金面での支援、中小・ベンチャー企業に対する経営アドバイスやビジネスマッチングの支援、中小企業大学校における人材育成、中小企業の情報化・技術力向上・国際化等の支援、中小企業が共同で事業に取り組む場合の高度化事業による資金の貸付・アドバイス、大学等との連携による起業家育成施設の整備、インキュベーションマネージャー(IM)による入居者支援等の各種業務を行っている勘定。</p>
<p>産業基盤整備勘定</p>	<p>事業者が事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債についての債務の保証、第3セクター出資事業により取得した株式の管理等の各種業務を行っている勘定。</p>
<p>施設整備等勘定</p>	<p>新製品の開発、小規模生産等を行う賃貸工場の整備・管理、機構が出資済みの第3セクター(頭脳3セク、OA3セク)の管理、ベンチャー支援施設の整備、中心市街地における製造販売一体型施設、SOHO施設等の整備・賃貸、集積法、新事業創出促進法に基づく工業団地の整備及び譲渡・賃貸等の各種業務を行っている勘定。</p>
<p>小規模企業共済勘定</p>	<p>小規模企業共済制度(小規模企業者(個人事業主、法人役員)が掛金を積立て、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に共済金を受ける制度)の業務を行っている勘定。</p>
<p>中小企業倒産防止共済勘定</p>	<p>中小企業倒産防止共済制度(取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者自らが倒産する事態(連鎖倒産)や、著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、掛金総額の10倍(最高32百万円)まで無担保、無保証人、無利子で貸付けを行う制度)の業務を行っている勘定。</p>
<p>工業再配置等業務特別勘定 (経過勘定)</p>	<p>工業再配置促進法に基づき整備された中核的工業団地及び当該工業用地の利便施設の管理・譲渡、旧地方拠点法に基づき整備された事務所・研究所等の受け皿となる産業業務施設用地の管理・譲渡、旧頭脳立地法に基づき整備された特定事業の受け皿となる業務用地の管理・譲渡等の各種業務を行っている勘定。</p>
<p>産炭地域経過業務特別勘定 (経過勘定)</p>	<p>石炭鉱業の不況に伴い疲弊した旧産炭地域における産業の導入・育成の受け皿として整備された事業用団地の管理・譲渡、工業用水の供給事業、道県に対する利子補給、出資済み第3セクターの管理、設備投資資金・運転資金の融資に係る債権の管理及び日本政策投資銀行に対する利子補給等の各種業務を行っている勘定。</p>
<p>出資承継勘定 (経過勘定)</p>	<p>旧産業基盤整備基金が行っていたベンチャー出資事業及び第3セクター出資事業により取得した株式の管理、処分等の業務を行っている勘定。</p>

第1期中期目標・中期計画期間における具体的な成果等

※第1期中期目標・計画期間：平成16年7月～21年3月

○業務運営の効率

一般管理費の削減 **28.4%の削減。**（平成20年3月末時点）

（削減目標：中期目標期間内において、平成15年度（特殊法人時の最終年度）と比較して30%程度を削減）

常勤職員数の削減 **97人の削減。**（平成20年4月時点）

（削減目標：16年7月の統合時の常勤職員数884人から平成20年度末の常勤職員数を785人に削減）

産業用地事務所（3カ所）及び開発所（3カ所）については、「組織・業務全般の見直し案」（平成19年12月行革推進本部決定）により20年度中に地方支部へ統合し廃止するところを、**19年度中に前倒しで廃止。**

○事業の成果

- ・経営革新やIPOを目指す企業1,490社に対して専門家派遣事業（ハンズオン支援）を行い、新事業展開による企業の成長を支援。
- ・新事業を支援するファンド出資等により、2,200社を超える企業に投資、このうち90社が株式公開。
- ・販路開拓支援により、目標（中期計画目標、30%以上）を遙かに上回るマッチング率（ベンチャーフェア63.7%、中小企業総合展東京48.6% 大阪51%、資金調達マッチング62.9%）を達成。
- ・インキュベーションマネージャーによる経営支援強化（19年度支援実績16,951件）等により、卒業率31.6%（中期計画目標3割以上）を達成。また、入居率についても91.8%（中期計画目標90%程度）を達成。
- ・期限付業務である産業用地の利活用については、目標開始時点の未利活用面積（1,308ha）をおおむね半減することとしており、20年3月末時点で761haと順調に推移。
など、着実な業務成果を達成してきているところ。

独立行政法人整理合理化計画における指摘と取組状況①

事務及び事業の見直し

○経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業

都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関(以下、「地域支援機関」という)の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。

○ビジネスマッチング事業

地域支援機関や民間機関との連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。

- これまで地域で実施をしてきたイベント等を全国イベントに組み込んで行うなどの取り組みを行ってきたところ。今後においても、地域支援機関との連携を強化し、全国的視点に立った事業について取り組むこととする予定である。また、次期中期目標の検討においても上記方針を踏まえて作業を進めているところである。

○インキュベーション施設の整備事業

地域支援機関による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する

- 上記の方針に基づき地域支援機関による整備が困難な施設に限り、整備を行う方針。

○中小企業大学校の研修事業

次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。

- 旭川校、直方校においては本年8月に官民競争入札等にかかる入札公告を実施。(旭川校については、公共サービス改革法の施行前から官民競争入札等に基づく事業の導入を決定し、(平成17年12月閣議決定)、平成18年度からモデル事業として実施。)その他の7大学校においても、次期中期目標期間中の26年3月までに導入していく予定。

独立行政法人整理合理化計画における指摘と取組状況②

○戦略的基盤技術高度化支援事業

平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。

→ 研究開発については、20年度契約の委託期間をもって終了。

○小規模企業共済事業

次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。

→ 運用の基本方針の見直しについては、外部専門家で構成する資産運用委員会において、厳しい金融情勢を鑑み、基本ポートフォリオの見直しに係る検討を進めているところ。

○中小企業倒産防止共済事業

目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。

→ 貸付状況や第1期中期目標期間の回収状況、厳しい金融情勢等を踏まえた回収目標を定めるべく検討を行っており、引き続き回収率の維持・向上に努めていくこととする。

組織の見直し

○組織体制の整備

次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。

→ 第1期目標期間の取組み及びこれまでの成果等を踏まえ、次期中期目標期間に掲げるべき目標等を検討しているところ。

独立行政法人整理合理化計画における指摘と取組状況③

運営の効率化及び自立化

○保有資産の見直し

職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。

→ 「廃止・集約化に係る計画」を本年3月に策定し、その計画に従い具体的な取組みを実施していく予定。

試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。

インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。

→ 試作開発事業促進施設、インキュベーション施設については上記方針に基づいた検討を行うこととしている。

工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。

→ 継続的に、早期移管に向け地元自治体と交渉を実施しているところ。

虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。

→ 東京本部(虎ノ門事務所)については執務スペースの縮小等の検討を行っているところ。

○自己収入の増大

中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家派遣料について適切な受益者負担に向け見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。

→ これまでも、受講料・派遣料・賃貸料について適切な見直しを進めており、販路開拓コーディネート事業については新たに受益者負担を始めたところ。

中小企業基盤整備機構における保有資産について

※()内の金額は、19年度末財務諸表より算出

○繊維目的積立金(約30億円)

繊維事業者の自立化を短期集中的に支援するための費用。平成22年5月迄の経過業務。

○貸付原資(約3,053億円)

高度化融資事業、地域中小企業応援ファンド(中小機構が都道府県に資金を貸付し、都道府県はその運用益により地域活性化事業に助成)、ベンチャーファンド(中小機構が投資事業有限責任組合への出資を通じ、ベンチャー企業等への投資)等の資金。

また、震災等の復興支援のための災害ファンド(中小機構が都道府県に資金を貸付し、都道府県はその運用益により災害復旧に助成)の資金。

○債務保証基金(約292億円)

債務保証実績に基づく代位弁済費用、新規保証の代位弁済費用等。

○産炭地域経過事業費補助金(約118億円)

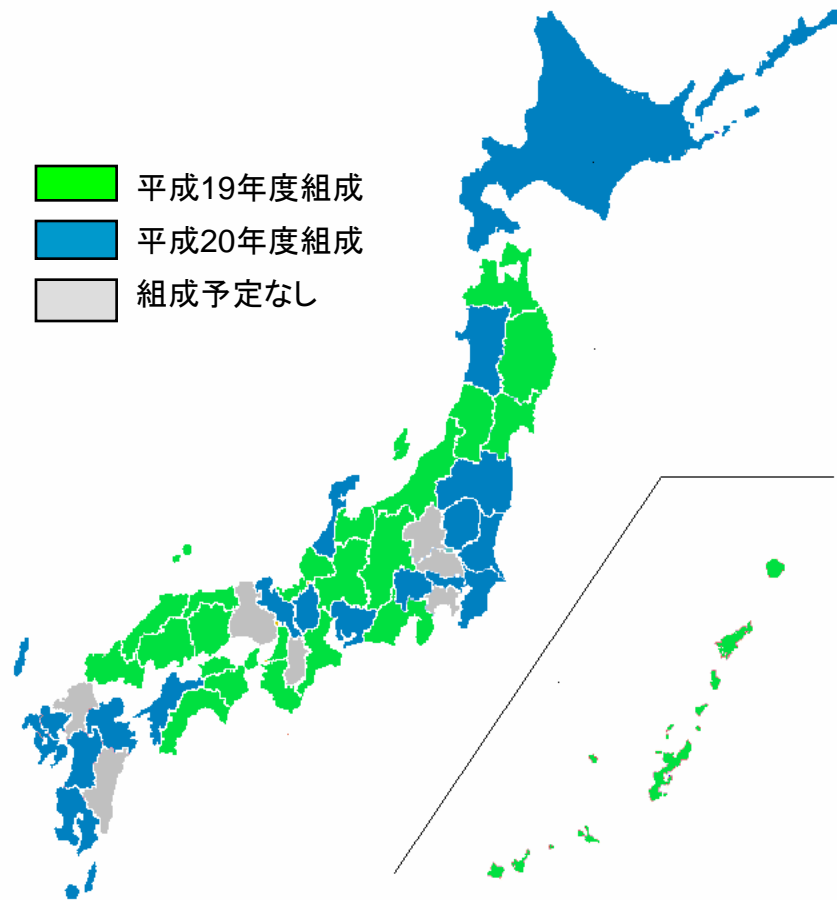
旧産炭地域における工業用地・団地の譲渡、管理業務のための経費。平成25年度迄の経過業務。

→ 繊維業務、産炭地域経過業務に係る費用については、業務終了時点にて残余があれば返納が可能。
債務保証基金については、これまで事業廃止に基づき財務省と協議のうえ返納を実施している。

(平成18年度分18億円、平成19年度分19億円をそれぞれ国庫納付。)

平成20年度 地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)に係る貸付決定状況一覧(予定を含む)

	ファンド名称	貸付先	ファンド総額 (億円)	機構貸付額 (億円)
1	北海道中小企業応援ファンド	北海道	100.2	80
2	あきた企業応援ファンド	秋田県	59.5	40
3	ふくしま産業応援ファンド	福島県	50	40
4	いばらぎ産業大県創造基金	茨城県	75	60
5	とちぎ未来チャレンジファンド	栃木県	25	20
6	ちば中小企業元気づくり基金	千葉県	80	64
7	東京都地域中小企業応援ファンド	東京都	100	20
8	いしかわ産業化資源活用推進ファンド	石川県	200	100
9	山梨みらいファンド	山梨県	15	12
10	あいち中小企業応援ファンド	愛知県	100	40
11	みえ地域コミュニティ応援ファンド	三重県②	40.1	32
12	しが新事業応援ファンド	滋賀県	40	32
13	きょうと元気な地域づくり応援ファンド	京都府	50	40
14	とくしま経済飛躍ファンド	徳島県②	60	48
15	えひめ中小企業応援ファンド	愛媛県②	60	48
16	佐賀県地域中小企業応援基金	佐賀県	13	10.4
17	ナガサキ型新産業創造ファンド	長崎県	70	56
18	くまもと夢挑戦ファンド	熊本県	25	20
19	おおいた地域資源活性化基金	大分県	50	40
20	かごしま産業おこし挑戦基金	鹿児島県	25	20

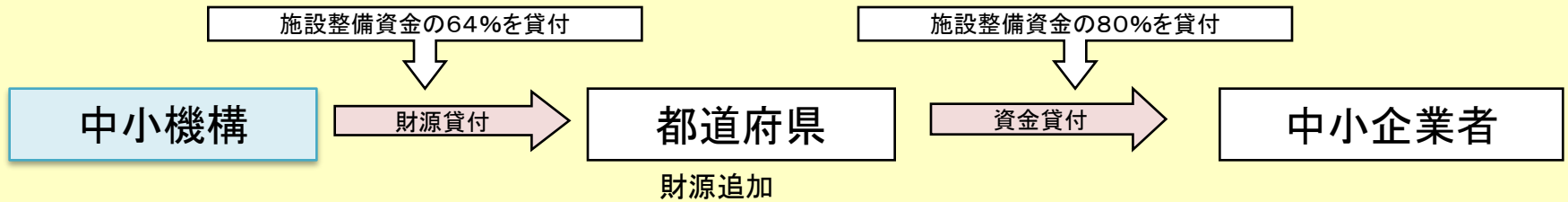


	20都道府県 20ファンド	20年度計	1,237.8	822.4
--	---------------	--------------	----------------	--------------

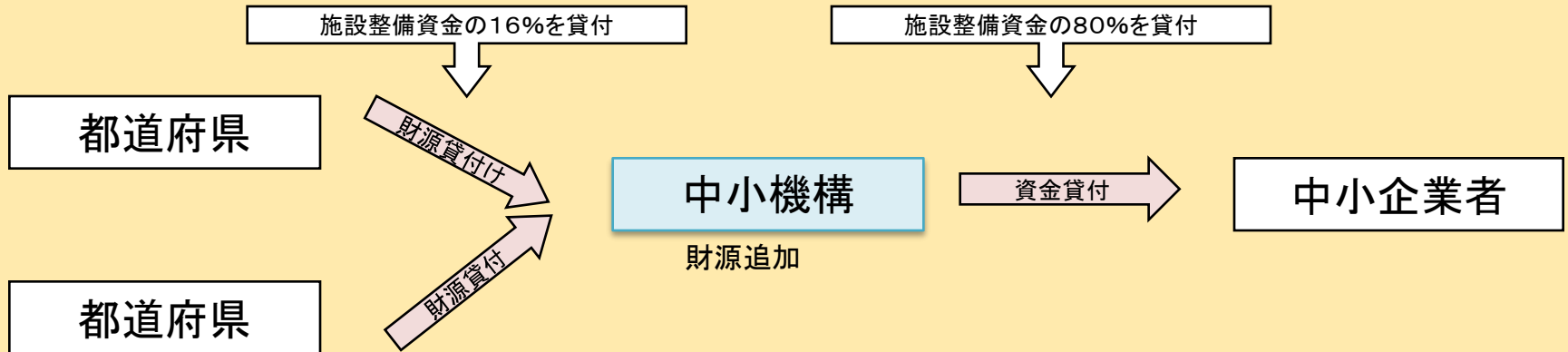
(参考1) 高度化事業のスキーム

1. 貸付方式

(1) A方式 (一つの都道府県内で行われる事業)



(2) B方式 (二つ以上の都道府県にまたがる事業)



2. 貸付条件(中小企業者に対する)

○金 利: 1.1% (平成20年度)

※中小機構の事務コスト等と市場金利を勘案し毎年度決定。中小企業振興に係る特定の法律の認定・承認を受けた事業等は無利子

○貸付期間: 20年以内(据置期間3年以内)

○貸付対象施設: 土地、建物、構築物、設備

○貸付割合: 施設整備資金の80%以内(原則)

※上記スキーム図中の中小機構と都道府県の負担割合は、平成20年4月から平成23年3月までの間に貸付を行う場合に適用される割合。

(参考2) ファンド出資事業のスキーム

中小機構はアーリーステージのベンチャー企業や新事業展開を図る中小企業に対して投資するファンドに、出資者(有限責任組合員=リミテッドパートナー:LP)の立場で資金を供給。また、支援センター等の支援ツールによりVCのハンズオン支援の補完を実施。

